

確 認 書

次の法定事項について説明を受けたことを確認します。

年 月 日	氏名（署名）
-------	--------

法定事項説明書

この書面は、神奈川県弁護士会紛争解決センター（以下「センター」といいます。）が実施する和解あっせん手続及び仲裁手続に関し、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律所定の事項のみをご説明するものです（より詳しくは、別紙「和解あっせん・仲裁手続のご案内」をご覧ください。）。

第1 あっせん人等の選任に関する事項

- 1 あっせん人等は、センターに備え置かれた候補者名簿（法曹経験7年以上の弁護士、学識経験者又は専門知識若しくは法律事務に精通する者）の中からセンターが選任します。
- 2 原則1名の弁護士があっせん人等となりますが、事案により、複数の弁護士や弁護士以外の専門家等を選任し、あっせんでは2人又は3人、仲裁では3人で行うことがあります。

第2 当事者が支払う報酬及び費用に関する事項

和解あっせん手続又は仲裁手続のご利用には、次の手数料及び費用が必要です。

1 手数料

手数料一覧

種類	支払時期	負担者	金額(税込)
(1) 申立手数料	和解あっせん・仲裁の申立時	申立人	11,000円
(2) 期日手数料	和解あっせん・仲裁の期日ごと	申立人 相手方	5,500円 5,500円
(3) 成立手数料	和解成立の場合、又は 仲裁判断がなされた場合	申立人 相手方	後述の計算 方法による

(1) **申立手数料** 事件1件ごとに1万1000円（税込）を納付してください。当事者が複数の場合、又は、当事者が双方とも単数でも別個の複数のトラブルについて同時に申し立てる場合、原則として、事件も、当事者の数又はトラブルの数だけあるものとみなします。この場合、申立手数料の金額は、事件数×1万1000円（税込）となります。ただし、主債務者と連帯保証人を相手方とした場合のように、トラブルに社会的共通性がある場合は、事件も1件とみなして、申立手数料の金額を決めます。

(2) **期日手数料** 当事者が複数の場合、1人ずつ5500円（税込）を納付してください。正当な理由なく欠席され、一方当事者のみで期日が開催された場合、欠席当事者にも期日手数料を納付していただきます。

(3) **成立手数料** 和解成立の場合又は仲裁判断がなされた場合に納付していただきます。金額及び当事者間の負担割合は、和解契約締結時又は仲裁判断時に決定しますので、その金額を持参又は送金して納付してください。入金確認後、和解契約書又は仲裁判断書写しをお渡しします。成立手数料の金額（申立人と相手方の双方が負担する金額の合計）は、次のとおり、和解が成立した期日又は仲裁判断がなされた期日までの期日回数に2万円をかけた金額に5万円を加算した合計金額に、更に消費税額を加えた金額となります。

$$\text{成立手数料の金額（税込）} = (\text{期日の回数} \times 20,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times 1.1$$

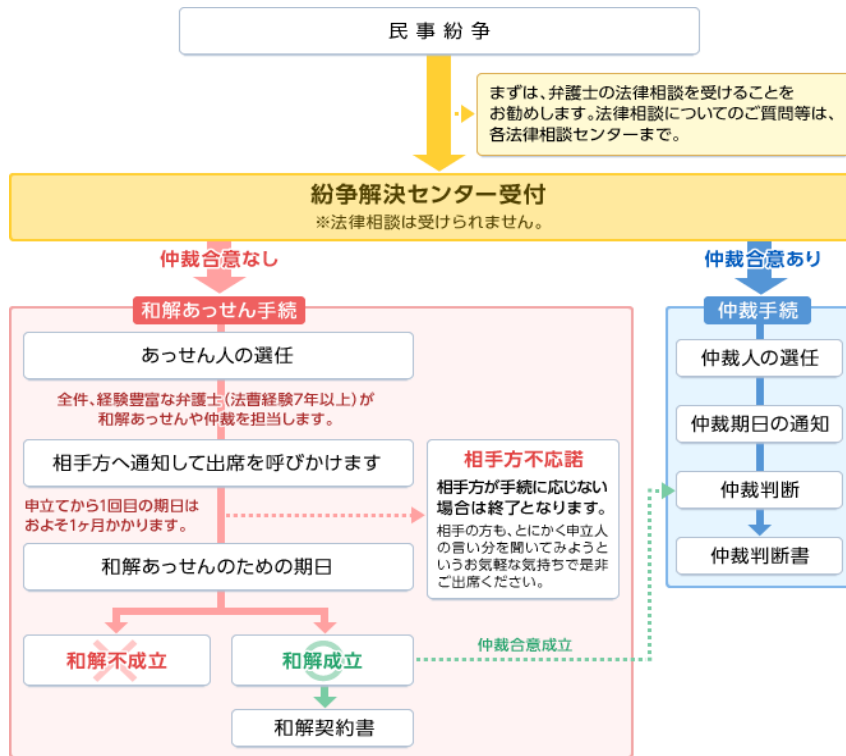
例：期日が3回開催された場合

$$\begin{aligned} & (3 \text{回} \times 20,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times 1.1 = 110,000 \text{円（成立手数料（税別））} \times 1.1 \\ & = 121,000 \text{円（成立手数料（税込））} \end{aligned}$$

2 **その他の費用** 鑑定や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、予め、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

第3 和解あっせん手続又は仲裁手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

標準的な手続の進行の概略は、次のチャートのとおりです。手続を主宰するあっせん人等は、公正・中立な立場に立って、当事者双方から事情をお聞きします。



なお、和解あっせん手続では、「特定和解」（民事執行をすることができる旨の合意がなされた和解（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第5号））をすることができます。

第4 和解あっせん手続又は仲裁手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ、又は手続実施記録に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法

いずれの手続も非公開です。あっせん人等及び本会の役員等には守秘義務が課せられています。また、手続で提出された書面も非公開です。ただし、当事者双方の同意を得た場合や当事者・事件が特定されないようにして研究等のため報告する場合には開示することがあります。

第5 当事者が和解あっせん手続又は仲裁手続を終了させるための要件及び方式

- 1 和解あっせん手続** 申立人は、申立てを取り下げることができ、相手方は、手続の終了を申し出ることができます。いずれの場合も書面（取下書、終了申出書）を提出してください。
- 2 仲裁手続** 申立人は、申立てを取り下げることができます（ただし、相手方が異議を述べないことが条件です。）。その場合は、取下書を提出してください。

当事者双方が仲裁手続を終了させる合意をしたときも終了します。

第6 あっせん人等が、和解あっせん手続又は仲裁手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに、当該和解あっせん手続又は仲裁手続を終了し、その旨を当事者に通知すること。

- 1 和解あっせん手続** あっせん人が、紛争の性質や当事者の互譲の有無など一切の状況を考慮して、和解の成立を見込めないと判断したときは、手続を終了させることができます。
- 2 仲裁手続** 仲裁廷は、仲裁合意に無効又は取消原因がある等の場合、申立てを却下します。

第7 当事者間に和解が成立した場合に書面を作成すること及び作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

- 1 和解あっせん手続** あっせん人弁護士が、和解内容及び和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたときはその旨、並びに成立手数料・諸費用の額及びその負担割合等を記載した和解契約書を作成します。当事者が署名押印し、あっせん人も証人として署名押印します。原則として、当事者の数+1通作成し、当事者に1通を送達します。
- 2 仲裁手続** 仲裁廷が、主文、判断の理由（和解内容を仲裁判断とする場合は省略する。）、成立手数料や諸費用の額とその負担割合等を記載した仲裁判断書1通を作成し、あっせん・仲裁人が署名・押印します。当事者には写しを送達します。

第8 特定和解の成立により和解あっせん手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写に関する手続の有無及びその概要

- 1 手続実施記録の保存期間** センターでは、事件に関する手続実施記録（期日調書を含む。）及び和解契約書の原本を当該事件終了後30年間保存することとなっています。
- 2 手続実施記録の閲覧及び謄写に関する手続** 当事者は、センターに対し、書面をもって、手続実施記録及び和解契約書原本の閲覧又は謄写の申請を行うことができます。

以上